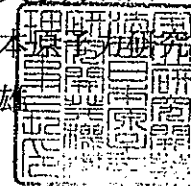




29 原機（安）030
平成 30 年 2 月 28 日

原子力規制委員会 殿

住 所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1
申 請 者 名 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
代表者の氏名 理事長 児玉 敏雄



新型転換炉原型炉施設 原子炉設置変更許可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 43 条の 3 の 8 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり新型転換炉原型炉施設の発電用原子炉設置変更許可の申請をいたします。

記

- 一 氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
氏名又は名称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
住 所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川 765 番地 1
代表者の氏名 理事長 児玉 敏雄

- 二 変更に係る工場又は事業所の名称及び所在地
名 称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
原子炉廃止措置研究開発センター
所 在 地 福井県敦賀市明神町 3 番地

三 変更の内容

昭和 45 年 11 月 30 日付け 45 原第 7659 号をもって設置許可を受け、別紙 1 のとおり設置変更許可を受け、また、届け出た新型転換炉原型炉施設（以下「ふげん」という。）の原子炉設置許可申請書の記載事項に関し、次の事項の記載内容を別紙 2 のとおり変更する。

8. 使用済燃料の処分の方法

四 変更の理由

ふげんの使用済燃料は、日本原子力研究開発機構核燃料サイクル工学研究所再処理技術開発センター再処理施設（以下「東海再処理施設」という。）にて再処理を行うこととしていた。

しかしながら、東海再処理施設の廃止措置を進めることとしてその計画を申請したこと、今般、ふげんの使用済燃料の譲渡し等の措置についての技術的な目途がついたことから、使用済燃料の処分の方法を変更する。

変更許可の経緯

申請 (届出) 年月日	許可 (届出) 年月日	許可 (届出) 番号	備考
昭和 45 年 3 月 2 日 (昭和 45 年 11 月 9 日一部訂正)	昭和 45 年 11 月 30 日	45 原第 7659 号	新型転換炉原型炉「ふげん」の設置のため
昭和 46 年 8 月 9 日 (昭和 47 年 1 月 14 日一部訂正)	昭和 47 年 2 月 28 日	47 原第 1731 号	新型転換炉原型炉「ふげん」の原子炉施設の変更 (1 次冷却系ループ数, 最高使用圧力及び温度, 燃料体数等の変更)
昭和 48 年 9 月 11 日 (昭和 49 年 7 月 20 日一部訂正)	昭和 49 年 8 月 31 日	49 原第 7136 号	新型転換炉原型炉「ふげん」の原子炉施設の変更 (プルトニウム燃料の同位体混合理比, カラントリア管内径及び肉厚, 隔離冷却系ポンプ駆動方式, 希ガスホールドアップ装置等の変更)
昭和 51 年 1 月 29 日 (昭和 51 年 6 月 12 日一部補正)	昭和 51 年 8 月 20 日	51 安(原規)第 25 号	新型転換炉原型炉「ふげん」の原子炉施設の変更 (特殊燃料体の追加, 固体廃棄物貯蔵庫の新設及び新燃料貯蔵設備の容量変更等)
昭和 54 年 6 月 25 日	昭和 54 年 9 月 28 日	54 安(原規)第 109 号	新型転換炉ふげん発電所の原子炉施設の変更 (使用済燃料貯蔵設備の変更)
昭和 54 年 11 月 16 日 (昭和 55 年 2 月 7 日一部補正) (昭和 55 年 3 月 19 日一部補正)	昭和 55 年 7 月 7 日	55 安(原規)第 88 号	新型転換炉原型炉施設の変更 (燃料集合体の濃縮度等の変更)
昭和 56 年 2 月 6 日 (昭和 56 年 3 月 10 日一部補正)	昭和 57 年 5 月 24 日	57 安(原規)第 7 号	新型転換炉原型炉施設の変更 (敷地の一部変更)

申請（届出）年月日	許可年月日	許可（届出）番号	備考
昭和 57 年 12 月 21 日	昭和 58 年 5 月 20 日	58 安(原規)第 46 号	新型転換炉原型炉施設の変更 (固体廃棄物貯蔵庫の増設)
昭和 58 年 10 月 21 日	昭和 59 年 3 月 17 日	59 安(原規)第 28 号	新型転換炉原型炉施設の変更 (照射用 36 本燃料集合体の装荷)
昭和 60 年 3 月 26 日 (昭和 60 年 6 月 13 日一部補正)	昭和 60 年 11 月 25 日	60 安(原規)第 150 号	新型転換炉原型炉施設の変更 (照射用セグメント燃料集合体の装荷)
昭和 61 年 3 月 31 日 (昭和 61 年 6 月 4 日一部補正)	昭和 61 年 8 月 7 日	61 安(原規)第 104 号	新型転換炉原型炉施設の変更 (使用済イオン交換樹脂貯蔵タンクの増設, 雑固体廃棄物焼却設備の新設等)
昭和 63 年 3 月 1 日	昭和 63 年 9 月 22 日	63 安(原規)第 300 号	新型転換炉原型炉施設の変更 (照射用ガドリニア燃料集合体の装荷)
【届出】 平成 26 年 1 月 7 日	—	25 原機(ふ)337	変更届出 本文 9, 10 の追記 (原子炉設置変更許可申請書添付書類 9, 10 の本文への記載)

新型轉換炉原型炉施設 原子炉設置変更許可申請書
変更前後比較表

原子炉廃止措置研究開発センター 新型転換炉原型炉施設設置変更許可申請書 変更前後比較表

変更前	変更後	備考
<p>8. 使用済燃料の処分の方法 使用済燃料は、<u>当事業団再処理施設にて再処理を行なう。</u></p>	<p>8. 使用済燃料の処分の方法 使用済燃料は、<u>国内又は我が国と原子力の平和利用に関する協力のための協定を締結している国の再処理事業者に全量を譲り渡す。</u></p>	<p>・機構内再処理施設の廃止措置への移行に伴う変更</p>

注) 変更後欄の下線は、変更事項に含まない。